

令和8年度
北海道支社管内 標識車購入

特記仕様書

令和8年6月

東日本高速道路株式会社
北海道支社

第1章 一般事項

1.1. 適用

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社 北海道支社（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度 北海道支社管内 標識車購入」に適用するもので、「維持補修用機械購入共通仕様書(令和5年11月)」（以下「共通仕様書」という。）及び「維持補修用機械標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）下表と共に構成する。

公機仕	機械名	適用
公機仕 9B	標識車 (B)	平成 28 年 8 月
公機仕 46B	追突衝撃緩和装置 (B)	平成 26 年 7 月
公機仕 100	車両装備品	令和 6 年 7 月

また、車両の新規登録にあたっては、標準仕様書に記載の日本国適用法令の他、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）を遵守するものとする。

※ 共通仕様書は会社ホームページからダウンロード可能

※ 標準仕様書はNEXCO 総研にて販売

1.2. 購入概要

1.2.1. 購 入 名 令和8年度 北海道支社管内 標識車購入

1.2.2. 機 械 名 標識車

1.2.3. 機械構成

タイプ	台数	機 械 構 成 内 容		
		標識車	追突衝撃緩和装置	スノーブラウ
A-1	2	B	B	簡易式
合計	2			

1.3. 納入に関する事項

1.3.1. 納入場所及び納入台数

納入場所	タイプ	台数
室蘭IC（室蘭管理事務所） 北海道室蘭市崎守町316-3	A-1	1
北広島IC（北広島管理事務所） 北海道北広島市大曲並木1-1-1	A-1	1
	計	2

1.3.2. 自動車登録及び車両検査

共通仕様書 1-7-4「表-1 使用する名称」によらず、以下の通りとする。

表-1 使用する名称

所有者	東日本高速道路株式会社
所有者住所	東京都千代田区霞が関3丁目3-2
使用者	東日本高速道路株式会社 北海道支社
使用者の住所	北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12-30
使用の本拠地	1.3.1に示す納入場所と同じ

1.3.3. 監督員

本購入の監督員は北海道支社 道路事業部 施設課長とする。監督員の権限については購入契約書第3条に定める権限の他、1.3.4以降に定める事項とする。

1.3.4. 提出書類に関する事項

受注者は、必要に応じて下表に掲げる書類を提出するものとする。なお、必要な書類に関しては監督員の確認を得るものとする。

(1)購入契約書第3条6項に規定する監督員を経由する書類

No	提出書類	提出	確認	提出期間	部数	備考
1	納入工程表、製作図		○	契約締結後速やかに	1	
2	変更納入工程、製作図		○	変更の都度	1	
3	納入期間変更協議書	○		納入期間変更時	1	
4	工期延長願	○		納入期間延長時	1	
5	申請用書類	○		申請日20日前まで	1	
6	検査成績書	○		自主検査完了後速やかに	1	
7	検査立会願	○		発注者の立会い又は検査請求時	1	
8	(一部)納入の予定日について	○		納入しようとするとき	1	
9	(一部)受渡書	○		認定後速やかに	1	
10	登録事項等証明書	○		永久抹消登録完了後速やかに	※1	

※1 1-4-1の下取り機械毎に各1部提出とする。

(2)監督員に提出する書類

No	提出書類	提出	確認	提出期間	部数	備考
1	自動車損害賠償責任保険証 リサイクル券 [B券]	○		永久抹消登録完了後速やかに	※1	

※1 1-4-1の下取り機械毎に各1部提出とする。

1.3.5. 改造申請及び基準緩和申請

改造申請及び基準緩和申請については、共通仕様書 1-7-1によらず、以下の通りとする。

受注者は発注者の申請が円滑に行われるよう、当該申請に必要な技術資料を整備し、関係官公署との技術的説明、事前協議及び日程調整等について法令及び条例の定め、並びに発注者の指示に従って協力するものとする。官公署に提出する申請書類及び申請行為は、発注者が委任する行政書士等の有資格者（以下「有資格者」という。）が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、当該有資格者の氏名または名称、連絡先及び担当業務の内容を発注者に通知するとともに、有資

格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき申請手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整及び技術資料の有資格者への提供を行うものとする。委任は発注者と有資格者の間で行うものとし、申請手続きに係る名義は発注者とする。受注者は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時発注者に報告し、指示があればそれに従うものとする。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.6. 道路維持作業用自動車の申請

道路維持作業用自動車の申請について共通仕様書 1-7-2 に関わらず、発注者が申請者として手続きが円滑に行われるよう、受注者は発注者に必要な協力を行うものとする。官公署に提出する申請書類の作成及び申請行為は、有資格者が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、該有資格者の氏名又は名称、連絡先及び担当業務の内容を発注者に通知するとともに、有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき申請手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整及び技術資料の有資格者への提供を行うものとする。委任は発注者と有資格者の間で行うものとし、申請手続きに係る名義は発注者とする。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.7. 申請用書類

共通仕様書 1-7-3 に定める申請用書類の発注者への請求については、有資格者が発注者の委任に基づき行うこととする。受注者は、有資格者が手続きを円滑に行えるよう、必要に応じて発注者への事務連絡、日程調整等の連絡調整を行うことができる。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.8. 税金及び保険料

共通仕様書 1-7-5 によらず次の通りとする。

受注者は、自動車税環境性能割、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料と新規登録に伴う自動車リサイクル料金その他、新規登録、永久抹消登録に係る税金が課せられない支払いの立替払いを行うものとする。車両受渡後速やかに、領収書等の支払いを証明できる書類を添えて発注者に請求するものとする。

1.3.9. 輸送

納入場所までは、受注者の責任において輸送するものとし、その間に破損、故障等が発生した場合には、受注者において復旧するものとする。輸送時にあたっては道路交通法その他関係法令を遵守し、安全な運転により行うものとする。

1.3.10. 記録等

1.3.10.1 取扱説明書等

共通仕様書 1-17-2 に定める取扱説明等の書類について、下記のとおり追加する。

- 10) 道路維持作業用自動車届出書受付済証明書
- 11) 納入機械の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- 12) アフターサービス体制

1.3.10.2 提出先及び提出数

完成写真及び取扱説明書等の提出先及び提出数は以下の通りとする。

提出先	提出記録等	提出数	備考
監督員	・完成写真 ・取扱説明書等	CD-R 1枚	納入機械全数分
各管理事務所	・完成写真 ・取扱説明書等	CD-R 1枚	各納入機械対象分

1.3.11. 納入予定の通知

受注者は物品を納入しようとするときは、契約書第9条に基づき（一部）納入の予定日について（様式1）を発注者へ提出するものとする。なお、物品とは機械及び記録等、または付属品及び記録等のことをいう。

1.3.12. 納入及び納入検査

受注者は特記仕様書 1.3.11 の納入予定日のとおり各納入場所への納入が完了した場合は、契約書第9条に基づき（一部）納入書（様式2）を発注者に提出し、納入検査を受けなければならない。

発注者は納入書の提出を受けた日の翌日から14日以内（休日含む）に納入検査を行わなければならない。発注者は納入検査後、速やかに受注者へその結果を通知するものとする。受注者は、検査に合格し発注者の認定を受けた場合は、速やかに（一部）受渡書（様式3）を発注者に提出し、その目的物を引渡さなければならない。

1.3.13. 一部納入及び一部納入予定時期

購入契約書第12条に基づく指定部分は下表の通りとする。特記仕様書 1.3.11、1.3.12 中「納入」は「一部納入」、「納入検査」は「一部納入検査」と読み替えて、これらの規定を準用する。なお、詳細な日程については、監督員との協議による。

指定部分	納入場所	数量	単位
標識車 タイプ A-1	室蘭 IC	1	台
標識車 タイプ A-1	北広島 IC	1	台
記録等 ※1	各管理事務所 北海道支社	1	式

※1 特記仕様書 1.3.10.2 による。

1.3.14. 受注者の請求による納入期限の変更

受注者は、その責めに帰すことができない事由により期間内に納入できないことが判明した場合、監督員と対応について協議を行うものとする。

1.3.15. 疑義

機械設計製作上において疑義を生じた場合には、監督員と協議の上、機械仕様等を決定するものとする。

1.4. 下取り機械に関する事項

共通仕様書 1-23-1(1) によらず以下の通りとする。

- (1) 受注者は、特記仕様書により引取りを要する機械は、下取り機械受領書（共通仕様書様式第4号）を発注者に提出し、引取りの後は下取り機械に関する一切の責任を負うものとする。引取りから永久抹消に要する費用は下取り

機械として契約代金に含むものとする。なお、車両にあつては車両運送法第15条に基づく永久抹消登録を速やかに完了させるとともに、永久抹消登録完了後の登録事項等証明書をもって、発注者の確認を受けるものとする。

1.4.1. 下取り機械

(1) 下取り機械の使用状況

物件番号	登録番号	機械名	車検満了日 ※	走行可否 ※2
1	室蘭800さ5807	標識車 (B)	令和8年7月24日	走行可
2	札幌800そ1018	標識車 (B)	令和8年12月27日	走行可

※1 令和8年度に車検が満了する車両に関しては、発注者にて車検を更新する予定であり、令和9年度に車検が満了する車両に関しては、発注者にて車検を更新しない予定である。

※2 令和8年4月1日時点

(2) 下取り機械の諸元

物件番号	型式	架装装置
1	TKG-XZU695M	追突衝撃緩和装置 (B)
2	BDG-XZU388M	追突衝撃緩和装置 (B)

(3) 下取り機械の引渡場所

物件番号	引渡場所
1	道央自動車道 森IC内 (北海道茅部郡森町)
2	道央自動車道 北広島IC内 (北海道北広島市)

1.4.2. 引渡に関する留意事項

- (1) 下取り機械に係る永久抹消登録については、発注者が申請者として行うものとし、官公署に提出する申請書類の作成及び申請行為は、有資格者が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、当該有資格者の氏名又は名称、連絡先及び担当業務内容を発注者に通知するとともに、当該有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整を行うものとする。また、発注者は、当該手続に必要な書類を受注者を通じて有資格者に提供するものとする。
- (2) 受注者は、引渡しを受けた下取り機械について、当該機械に明示された「NEXCOに係る文字、マーク」等の一切の表示を完全に消去または塗潰し、黄色回転灯については、撤去処分するものとする。
- (3) 発注者は、下取り機械の引渡しに関して、監督員と受注者間の協議の上、変更が可能なものとする。

第2章 仕様に関する細部事項

2.1. 標識車

標準仕様書「公機仕 9B」のうち下記項目を変更・追加する。

1 章 一般事項

1-4 用語の説明

用語	解説
路面照射装置	雪氷作業車後方の路面上に、作業車への接近注意を促す緑色のラインを標示する為に使用する照射装置。

2 章 必要条件

2-2 主要諸元（車両部）

(14) リアフェンダ

トラック後輪用としてフレーム部または床板部に固定し、走行時に飛散する泥水、雪等が直接車体に付着しない構造とし材質は樹脂製とする。

(15) 動力伝達方式

主変速機

オートマチックトランスミッション（AT）

またはセミオートマチックトランスミッション（AMT）

※運転者のクラッチ操作を必要としないものとする。

2-3 機能構成

(10) 路面照射装置

標識車の構成を図 2-3-1 に示す。

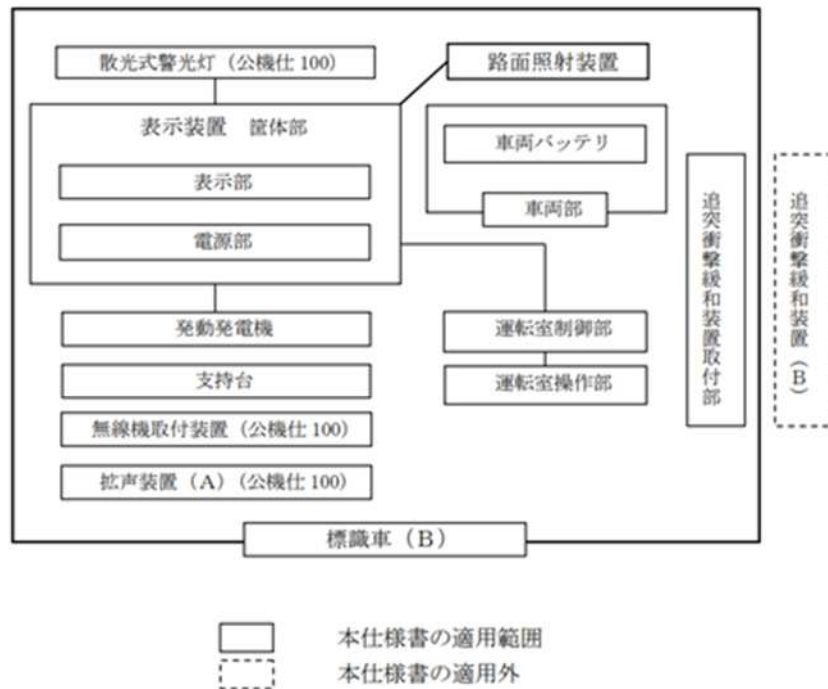


図 2-3-1 標準構成図

2-4 構造

2-4-1 表示装置筐体部

(8) 筐体部および支持台の材質は SUS 製とする。

2-4-8 散光式警光灯

標準仕様書「公機仕 100」のタイプ CL2 を適用する。

2-4-12 路面照射装置

表示装置に路面照射装置を取りつけられる構造とする。

2-6 機能及び仕様

2-6-2 電源部

(1) 機能

(b) 発動発電機の起動により、散光式警光灯及び路面照射装置への供給電源を車両バッテリーから発動発電機電源に自動で切替えるものとする。また、搭載車両バッテリーに対し充電機能を設けるものとし、過充電に考慮した充電を行うものとする。

2-6-4 運転室操作部

(2) 仕様

(a) 運転席操作部からは下記の操作及び確認が行えるものとする。なお、運転席操作部は運転室内において、操作及び確認しやすい場所に取り付けるものとする。

6) 発動発電機の操作

7) 標識切替簡易操作機

表示装置への表示制御操作は運転室内に設ける操作部によるほか、使用頻度の高い項目（5 項目以上）を予め登録し、ボタン操作で表示項目の切替が行える「標識切替簡易操作機」を装備するものとする。

8) 路面照射装置

路面照射スイッチを入切することで路面照射装置本体の電源の入切ができるものとする。また、2 車線/4 車線切替操作が手動で操作するものとする。

2-6-9 路面照射装置の取付

表示装置（散光式警光灯および LED 標示ブロックに干渉しない場所）に路面照射装置（左側装置・右側装置）を取り付けるものとする。左側装置は表示装置の左側部、右側装置は表示装置の右側部の位置とする。

2-11 塗装

共通仕様書 3-2-2 を下記の通り変更する。

3-2-2 防錆塗装性能基準等

(2) 塗装部分は次を標準とする。

2) トラック類

キャブ下まわり全面、ステップ、フロントフェンダー内面、フロントパネル内面、シャシ下部全体、ドア内面、ピラー内面、車室床面、天井袋部

(3) 塗装方法は、メーカー標準仕様によるものとする。また、キャブ下回り

全面、ステップ、フロントフェンダー内面、フロントパネル内面、シャシ下部全面の塗装仕様は以下の通りとする。その他の塗装部分については、メーカー標準仕様によるものとする。

下塗り ポリ塩化ビニリデン変性エポキシ樹脂+ステンレスフレーク
もしくはポリ塩化ビニルデン変性エポキシ樹脂（主剤）+ポリ
アミドアミン（硬化剤）
上塗り 中油性フタル酸合成樹脂塗料

2-13 付属品

2-13-1 車両

下記項目を変更・追加する。

(6) 冬用ワイパー	※1	1 式
(7) 熱線入りサイドミラー		1 式
(8) 熱線入りテールランプカバー		1 式
(9) 消火器	消火器箱含む(SUS 製)※2	1 式
(10) 非常用信号用具	※2	1 式
(11) ブリンカーライト	4 眼式 ※3	1 式
(12) 回転警光灯	※4	1 式
(13) 車両後方確認装置	※5	1 式
(14) ETC 車載器	※6	1 式
(15) 無線機アンテナ架台	※7	2 式
(16) 無線機取付装置	※8	1 式
(17) ドライブレコーダー	※9	1 式
(18) スタッドレスタイヤ（全輪）	※1	1 式
(19) ドアバイザー		1 式
(20) GPS 車両位置管理システム車載端末装置	※10	1 式

※1 冬季期間（10 月～3 月）に納入する場合、対象付属品を取り付けるものとし、対応する項目（夏用）を付属品として納入するものとする。

※2 標準仕様書「公機仕 100」による。

※3 筐体部の材質は SUS 製とする。

※4 グローブは黄色とし、内蔵される電球は 5 W /24 V 以上とし、またモーターにより、回転駆動することにより 80～230 回/分の閃光が得られる構造とする。

※5 車両後方確認装置

① カメラ

国土交通省の定める後退時車両直後確認装置の保安基準を満たすものとする。なお、ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。

② モニタ

映像出力機能のみを有し、TV 電波を受信しないものとする。

※6 財団法人道路システム高度化推進機構への申請諸費用を含む。

※7 設置及び無線機アンテナ架台から無線機取付位置までの無線用同軸ケーブル配線を含む。

※8 無線機本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線及び、DC コンバーター（DC24V→DC12V）の取付を行うものとする。なお、無線機本体は載せ替え後、発報通話試験を行うものとする。無線機本体は表 2-13-1-1 に従い載せ替えるものとする。表 2-13-1-1 に変更が生じた場合、別途監督員よ

り通知するものとする。

※9 ドライブレコーダー

① 前方カメラ

設置台数 1 台

車室内かつフロントワイパーの可動範囲内に収まるよう設置すること。

撮像画質 200 万画素以上

解像度 1920×1080 ピクセル以上

② 後方カメラ

設置台数 1 台

標識装置上部に設置すること。

ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。

撮像画質 100 万画素以上

解像度 1280×720 ピクセル以上

③ 記録媒体

micro SD カード 128GB 以上

※10GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線を行うものとする。なお、GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体は表 2-13-1-1 に従い載せ替えるものとする。表 2-13-1-1 に変更が生じた場合、別途監督員より通知するものとする。

表 2-13-1-1 載せ替え元車両

物件番号	車両番号	引渡場所	載せ替え先車両	備考
1	室蘭 800 さ 5807	森 IC 内（北海道茅部郡森町）	標識車タイプ A-1	
2	札幌 800 そ 1018	北広島 IC 内（北海道北広島市）	標識車タイプ A-1	

2-17 スノープラウ(簡易式)

構造	鋼板特殊円錐曲面構造	
除雪性能	除雪幅（角度 30 度時において）	1,960mm±100mm
	作業速度	20km/h（標準）
プラウ諸元	ブレード幅（V型）	2,200mm 以下
	ブレード幅（スクープ型）	2,000mm 以下
	ブレード高	700mm 以上
	ブレード板厚	2mm 以上
	カッティングエッジ	スチール
油圧装置	昇降シリンダー	復動式
		上昇時間… 4 秒以内
		下降時間… 3 秒以内
アングリングシリンダー	単動式	リターンスプリング付
そり	ワッシャー調整式	円形きのこ型
操作	運転室に設けたジョイスティック式操作機により、プラウの上昇、下降、左右アングリング、スクープ型変形、V 型変形の各操作が行えるものとする。	

照明

前照灯、前部雾灯 (LED)、車幅灯、方向指示器を取り付けるものとし、これらの規格は車両に取り付けられているものと同等または同等以上のものとする。なお、電源は車両から得るものとし、スイッチ類を共用するものとする。

2-18 路面照射装置

(1) 構成

本装置は、発光部 (左側装置・右側装置)、スイッチ BOX、小型電源スイッチ、遮光板から構成する。

(2) 構造

ユニット構造とし、電氣的・機械的に堅牢で、防雨・耐候性・発熱および振動対策を施した構造とする。

(3) 材料 (発光部)

筐体外板の主要部材はアルミニウム、取付金具部はステンレスを使用するものとする。

(4) 主要諸元 (突起物を除くものとする)

(a) 共通

使用温度範囲 -20℃～40℃ (ヒータ -20℃～10℃)

(b) 発光部

全幅	174mm 以下
全高	249mm 以下
奥行	194.5mm 以下
重量	5kg 以下
光源	高輝度発光ダイオード
発光色	緑色
路面照射形状	直線ライン (ライン長の設定は遮光板による)
発光動作	常灯
電源	スイッチ BOX より供給 (発光部毎)
消費電力	発光体作動時 45W 以下 発光体+ヒータ作動時 70W 以下
防水・防塵性能	JIS C0920 保護等級 IP44 相当
耐震動性能	JIS D1601 準拠

(c) スイッチ BOX

全幅	140mm 以下
全高	155mm 以下
奥行	80mm 以下
電源入力	DC12V、24V 兼用
パイロットランプ	電源、発光部
ヒューズ定格値	7.5A (平型ヒューズ)

(d) 小型電源スイッチ

全幅	40mm 以下
全高	60mm 以下

奥行
電源

26mm 以下
入力 DC12V、24V 兼用

(e) 遮光板
全幅
全高
奥行

203mm 以下
210mm 以下
440mm 以下

(様式1)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 殿

住 所
会社等名
代 表 者 代表〇〇〇 〇〇〇

(一部) 納入の予定日について

(件名) _____

標記について、下記のとおり (一部) 納入を行う予定ですので連絡いたします。

記

品 名	規格等	数量	納入場所	納入予定日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日

以 上

※不要な文字は削除すること。

(様式2)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 殿

住 所
会社等名
代 表 者 代表〇〇〇 〇〇〇

(一部) 納 入 書

(件名) _____

標記について、下記のとおり（一部）納入しましたので、お届けします。

記

品 名	規格等	数量	納入場所	納入日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日

以 上

※不要な文字は削除すること。

(様式3)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 殿

住 所
会社等名
代 表 者 代表〇〇〇 〇〇〇

(一部) 受 渡 書

(件名) _____

標記について、検査に合格しましたので、引渡します。

記

品 名	規格等	数量	納入場所	納入日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日

以 上

※不要な文字は削除すること。